

## 議案第24号

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年5月18日提出

南風原町長 金城 宏 孝

(提案理由)

中東情勢の緊迫化に伴い、原油やナフサの調達環境が不安定となり、これらの原材料から製造される南風原町の指定ごみ袋の供給にも影響が生じている。安定した廃棄物行政の運営を維持するため、今後の供給不安に対応する代替案としてステッカーを利用した手数料の徴収を行えるよう、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋1枚につき	大 30円 大（平型） 20円 中 20円 中（平型） 15円 小 17円 小（平型） 10円
-------------------------------------	----------------	---

」を「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋1枚につき	大 30円 大（平型） 20円 中 20円 中（平型） 15円 小 17円 小（平型） 10円
	町の指定するごみ処理券1枚につき	10円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。